

指宿広城市町村圏組合職員の給与に関する条例

(昭和47年指宿広城市町村圏組合条例第1号)

改正 昭和52年指宿広城市町村圏組合条例第3号

平成5年指宿広城市町村圏組合条例第20号

平成17年指宿広城市町村圏組合条例第3号

平成18年指宿広城市町村圏組合条例第2号

平成22年指宿広城市町村圏組合条例第1号

平成25年指宿広城市町村圏組合条例第1号

令和2年指宿広城市町村圏組合条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 この条例で職員とは、指宿広城市町村圏組合職員定数条例（昭和46年指宿広城市町村圏組合条例第4号）第2条に規定する職員をいう。

(準用規定)

第3条 職員の給与については、指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号）を準用する。ただし、南九州市からの派遣職員については、南九州市職員の給与に関する条例（平成19年南九州市条例第47号）を準用する。

(読み替規定)

第4条 前条本文の規定に基づき、指宿市職員の給与に関する条例を準用する場合においては、同条例中「指宿市」とあるのは「指宿広城市町村圏組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

2 前条ただし書の規定に基づき、南九州市職員の給与に関する条例を準用する場合においては、同条例中「南九州市」とあるのは「指宿広城市町村圏組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年指宿広域市町村圏組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

附 則（平成5年指宿広域市町村圏組合条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合条例第3号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年指宿広域市町村圏組合条例第2号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成22年指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月26日指宿広域市町村圏組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。